

財産の取得につき議決を求めることについて（水循環型シャワー設備）

1 概要

「滋賀県防災対策の推進に関する条例」に基づく避難所の環境改善事業として、災害時に広域的な入浴支援を行うため、可搬式水循環型シャワー設備を 16 台導入する。

2 業務の必要性

国の「防災基本計画」や「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」等において、衛生促進および被災者の健康状態維持のため入浴設備の備蓄（災害時に使用できるシャワー設備など）の確保が必要とされている。

「滋賀県防災対策の推進に関する条例」において、県は避難所の良好な居住性確保のため、必要に応じて自ら措置を講ずるとされていることから、市町の区域を超えた広域で利用する設備として、本設備を導入する。

3 財源

「緊急防災・減災事業債」を活用

（起債充当率：100%、交付税措置率：70%）

4 契約情報

取得備品名：水循環型シャワー設備

製品名：WOTA BOX

数量：16 台

金額：122,283,040 円

契約の相手方：ソフトバンク株式会社



（参考）予算額

備品購入費：123,595 千円（起債：123,500 千円、一財：95 千円）

積算：7,724,640 円 × 16 台 = 123,594,240 円

<必要台数の積算>

各土木事務所および木之本支所に各 2 台（男女 1 台ずつ）、計 16 台

（参考）水循環型シャワー設備とは

浄水装置を備えた可搬式のシャワー設備であり、災害時の貴重な水を再利用可能。プールや川の水も浄化可能であり、断水状態での入浴支援が可能。可搬式の設備（浄水装置/給湯器はタイヤ付き）であり、被災地域に運搬して利用する。